

戦前の福岡都市計画における都市計画決定と事業に関する研究

九州大学大学院 学生会員 ○吉野 弘明

九州大学大学院 正会員 梶田 佳孝

九州大学大学院 正会員 秋本 福雄

1. はじめに

1919年の旧都市計画法（以下、旧法とする）の制定により、本格的な都市計画を実施する体制が整えられ、東京・大阪・名古屋・京都・神戸・横浜の六大都市に適用された。1923年には、地方都市への旧法適用により、新たに福岡市を含む25都市が適用都市となり、石田¹⁾によれば、この本格的な都市計画始動の時期を「都市計画制度確立期（1910年～1935年）」と定義している。既存研究に関しては、戦前の六大都市中心に行われている。

本研究では研究対象を地方都市として、1923年に初めて旧法適用となった地方25都市のうち、福岡市を取り上げる。その選定理由は、鳥巢²⁾、岡³⁾が戦前の福岡都市計画についての研究成果を発表しているが、先行研究では都市計画始動期の一連の計画及び事業実施の状況が明確ではない。本研究では、戦前の福岡都市計画が、1) どのような都市計画体制で行われたか、2) どういった理由で計画決定されたか、3) 事業実施状況はどのようなか、という問いから、一連の計画及び事業実施の状況を明らかにすることを目的とする。

2. 福岡都市計画区域について

(1) 旧法適用都市指定以前の経緯

旧法の六大都市適用後、次の段階で福岡市も当然適用されるものと期待し、その準備態勢を整えるために、1920年に臨時都市計画準備調査委員会を設置し、都市区域、交通、衛生、産業問題についての検討を行った。はじめは精力的に基本調査を行ったものの、政府の指定の遅れや市財政上の理由から不活発となったが、1922年に福岡県に都市計画福岡地方委員会が設置され、福岡都市計画が執行できる体制が整えられた。

(2) 福岡都市計画区域の決定

1925年に福岡都市計画区域は決定された。「都市計画基要福岡市之部」⁴⁾によれば、1924年に委員会が都市計画区域に関して、人口、密度、交通、建物、工場分布等の詳細な基本調査を行っていた。基本調査後、福岡県知事が最初の区域案（1市4町14村）を内務大臣に内申したが、大臣は区域が過大と知事に通牒した。大臣が区域を1市4町7村として委員会に対して諮問し、委員会で大臣案に異議はないが、福岡市の発展を見ながら適当な時期に除外された村を編入する旨を沿えて、1市4町7

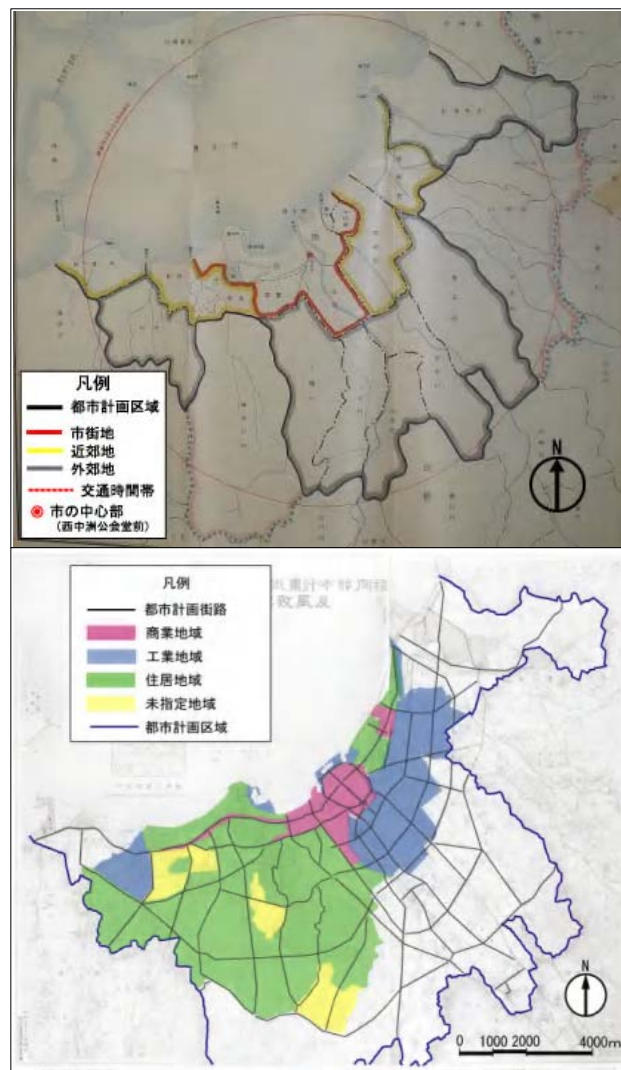


図-1 1925年時の都市計画区域^①（上）及び1931年時の都市計画街路、都市計画地域^②（下）

村を包含する最初の都市計画区域が決定された。

(3) 福岡都市計画区域決定理由及び決定方法（図-1）

「福岡都市計画区域決定理由書」⁵⁾によれば、「…都市計画区域決定ノ基本ハ将来ニオケル都市発展ノ予測ニアリ…」とある。区域決定は、過去10年の人口動態から将来の人口予測を行い、区域内を市街地、近郊地、外郊地と区分し、各地域で設定人口密度になるまで人口を飽和させ、市の中心部まで30・40分で到達できる交通時間帯を考慮した3つの基準をもとに区域決定された。

3. 福岡都市計画決定について

(1) 都市計画街路、都市計画地域の決定（図-1）

都市計画街路と都市計画地域は1931年に決定された。都市計画街路は、将来の発展を考慮し、総延長約

184,628m、52 路線に及ぶ博多港を中心とした放射環状式であった。都市計画地域は、都市計画区域 12,194.7ha のうち、商業地域 463.3ha、工業地域 1,193.1ha、住居地域 2,422.7ha、未指定地域 421.3ha の合計 4500.6ha が指定された。「福岡都市計画地域決定理由書」⁵⁾ によれば、商業地域は市街地の現状に即し、工業・住居地域は将来の発展を見越し、区域東部の河川流域を工業地域、閑静な西南部一帯を住居地域に指定し、炭鉱・火葬場等の将来の用途予測が難しい地域を未指定地域に指定した。

(3) 風致地区、都市計画公園の決定

風致地区は 1935 年に 10 地区、1158.5ha が決定された。「福岡都市計画風致地区決定理由書」⁵⁾ によれば、自然美を維持し、その破壊を防ぐ目的で、景勝地、史跡、名勝地、公園等がその対象となった。同年に、福岡県令で「風致地区規則」も規定され、県知事に地区内での開発を禁止・制限する権限が与えられた。都市計画公園は、1941 年に南公園、山王公園、1942 年に小戸公園、1943 年に須崎公園、亀原（そはら）公園が決定された。「福岡都市計画風致地区決定理由書」⁵⁾ によれば、公園決定は市民の保健衛生だけでなく、戦時中の防空も考慮されていた。図-3 に風致地区、都市計画公園の配置図を示したもののだが、区域西部にある小戸公園は、風致地区で開発留保して、その後公園敷地として用いており、風致地区が公園敷地留保の役割を果たしていたこともわかる。



図-3 1943 年時の風致地区、都市計画公園 (左)²⁾

1945 年時の区域内で完了した土地区画整理事業 (右)²⁾



図-4 福岡都市計画街路事業図²⁾

4. 福岡都市計画事業について

(1) 福岡都市計画街路事業

都市計画街路事業は、1935 年から 1944 年にかけて、都市計画街路 52 路線中、市内中心部の 9 路線が都市計画街路事業として決定され、戦前までには、博多駅築港線等の 5 路線が事業として完了した。図-4 に福岡都市計画街路事業図を示す。「博多駅築港線事業決定理由書」⁵⁾ には、「…博多駅ト博多港二至ル区間ハ急速施行ノ必要ヲ認メラル…」とあり、整備の必要性が高い路線から事業化されていたが、事業完了した路線でも、事業年度の幾度かの変更を行っており、予定通りに進捗しなかった。

(2) 都市計画区域内における土地区画整理事業

土地区画整理事業は、1922 年の西南部耕地整理事業を契機として、1925 年に福岡県令で「土地区画整理奨励規定」を設け、1927 年から 13 組合が設立認可され、市が補助を出す形で事業が実施された。1941 年から 1943 年にかけては、防空を目的とした都市計画土地区画整理も 3 地区決定されたが、これらは事業化しなかった。図-3 に戦前に事業完了した土地区画整理事業を示す。完了した事業は区域内の西南部一帯に集中している。この一帯は住居地域に指定されており、このことから地域制と連動して住環境整備が進められたことがわかる。

5. 結論

- 1) 都市計画福岡地方委員会設置により執行体制を整え、1925 年に福岡都市計画区域を決定した。
- 2) 1931 年に都市計画街路と都市計画地域、1935 年に風致地区、1941-1943 年にかけて都市計画公園が相次いで都市計画決定された。計画決定理由は、現状と将来の発展を考慮したものに加え、自然美の維持や当時の時勢を表した防空目的であった。
- 3) 1935-1944 年にかけて、都市計画街路事業が行われたが、事業年度を幾度か変更し、予定通りに進捗しなかった。土地区画整理事業は、主に区域内の西南部地域で、住居地域と連動した住環境整備が進められた。

補注

- (1) 参考文献 4)「都市計画区域図 (1/20,000)」に凡例、方位を筆者記入。
- (2) 参考文献 5) の各都市計画決定、都市計画事業理由書掲載図に、凡例、名称、範囲、スケール、縮尺を筆者記入。

参考文献

- 1) 石田頼房：「日本近現代都市計画の展開 1968-2003」、自治体研究社、2004 年
- 2) 鳥巢京一：「戦前期福岡市の都市計画に関する一試論」、『研究紀要第 3 号』、福岡市博物館、1993 年
- 3) 岡道也：「福岡市の都市空間」『URC vol.52-56』(財)福岡都市科学研究、2002-2003 年
- 4) 「都市計画基要福岡市之部」、都市計画福岡地方委員会、1925 年
- 5) 国立公文書館所蔵「公文雑纂」